

## 京都府緊急事態措置解除に伴う今後の対応について（9月29日）

国の緊急事態宣言の解除に伴い、京都府では、今後の新型コロナウイルス感染症対策に関する新たな要請を決定されました。

本市においても、引き続き、京都府の要請に基づき適切に対処するとともに、市民のみなさまへの啓発に努めます。

市民、事業者のみなさまには、引き続き、感染再拡大（リバウンド）を生じさせないため、段階的に要請を緩和する必要があると考えており、行動制限などについてご協力をお願いします。

一人ひとりの行動が感染の拡大を防ぐことに繋がります。市民のみなさまのご理解とご協力をお願いします。

### 1 市民、事業者への要請

期 間：令和3年10月1日から10月21日まで

（特措法第24条第9項）

#### （1）基本的な感染防止対策の要請

- ・ ワクチン接種の有無にかかわらず、3つの基本的な感染防止対策を徹底してください。  
（①正しいマスクの着用、②こまめな手洗い、③外出先での手指消毒設備の活用）
- ・ 人と人との距離を確保してください。
- ・ こまめに換気を行ってください。
- ・ 少しでも体調が悪い場合は、外出を控え、医療機関に相談してください。

#### （2）感染リスクを低減するための要請

##### ①飲食時の注意

- ・ 路上・公園での飲酒、ホームパーティーなどの宅飲みは、控えてください。
- ・ 飲食店の利用時は、「きょうとマナー」を守ってください。

○適切なアクリル板や換気設備のあるお店で！

○会話の時は、マスクを着用！

○食事前、退店時には手指消毒を！

○お店では大声で話さないでください！

○2時間、同一テーブル4人までを目安に！

##### ②外出時の注意

- ・ 帰省や旅行・出張など都道府県間の移動は、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- ・ 感染状況等に応じ、府内での外出や移動を自粛するとともに、感染が拡大している地域との移動は自粛してください。
- ・ 家族や普段行動をともにしている人と少人数で行動し、混雑する場所や時間を避けてください。
- ・ 外出先との間では直行直帰し、移動前後の立ち寄り先等での感染リスクを避けてください。

### ③学校生活等での注意

- ・大学等の授業は、オンライン授業等も活用し、引き続き感染防止対策を行ってください。
- ・中学校及び高等学校等のクラブ活動等は、感染状況を踏まえて段階的に実施してください。
- ・小学校等は、感染者の低年齢化を踏まえ、児童・生徒に発熱等の症状がある場合は、登校させないことを徹底してください。
- ・保育所等は、園児の手指衛生や共用スペースの換気等の感染防止対策を徹底するとともに、施設と保護者等が協力して、施設内での感染拡大防止に努めてください。

### ④職場での注意

- ・在宅勤務（テレワーク）やテレビ会議等により、人との接触機会を低減してください。
- ・居場所の切り替わり（食堂、休憩室、更衣室、移動時の車内等）での感染対策を徹底してください。
- ・ワクチン接種を希望する従業員等が、安心して速やかに接種できる職場環境に配慮してください。

## 2 飲食店等に対する要請

〔要請内容〕

#### ①期間

令和3年10月1日0時から10月21日24時まで

#### ②対象施設・内容

飲食店、遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗の営業時間短縮等の要請を解除する。

対象施設	要請内容
<b>【飲食店】</b> 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）  <b>【遊興施設】</b> 接待を伴う飲食店等で、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗	酒類提供にあたっては、次に掲げる「営業にあたっての要請事項」を遵守すること。  (営業にあたっての要請事項：酒類提供に関わらず全ての飲食店等に対する要請) ・従業員に対する検査を受けることを勧奨 ・感染防止のための入場者の整理及び誘導 ・発熱その他の症状を呈している者の入場の禁止 ・正当な理由がなくマスク着用その他の感染防止措置を実施しない者の入場の禁止（入場済みの方の退場を含む） ・手指消毒設備の設置、施設の消毒と換気 ・マスクの着用その他の感染防止に関する措置の入場者に対する周知 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等、飛沫感染防止対策等の対策の実施 ・カラオケ設備の使用の自粛 ・CO <sub>2</sub> センサーの設置 ・業種別ガイドラインの遵守

※飲食を主として業としていない店舗においてカラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等の感染防止対策を徹底

(働きかけ)

感染防止のための入場整理等の実施状況をホームページ等を通じて広く周知

### 3 催物（イベント等）への要請

〔要請内容〕

- ①対象地域：府内全域
- ②期 間：令和3年10月1日から10月31日まで
- ③人数上限：5,000人又は収容定員50%以内（10,000人以内）のいずれか大きい方
- ④収 容 率：大声での歓声等がないことを前提とするもの：100%  
大声での歓声等が想定されるもの：50%  
※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくてもよい。
- ⑤開催時間：21時まで（特措法によらない働きかけ）
- ⑥事前協議：全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合等は、事前に京都府相談窓口へ相談すること。

### 4 飲食店以外の施設への働きかけ

〔内容〕

対象施設・内容

以下の施設について、営業時間短縮を解除する。

（商業施設等）

施設の種類	内 訳
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー 等
遊技施設	マーチャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等
遊興施設	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所 等
サービス業を営む施設	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等

（イベント関連施設）

施設の種類	内 訳
劇場、映画館	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム 等
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール
ホテル・旅館	ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）
運動施設、遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、テーマパーク、遊園地 等
博物館等	博物館、美術館 等
結婚式場	結婚式場

【市施設の対応】

市施設については、10月1日より通常営業とする。（別紙1）

## 5 丁寧な広報について

市長メッセージの発出（ホームページ、FMいかる等）

## 令和3年10月1日から使用制限を解除する施設一覧

施設の種類	施設名	担当課
集会・展示施設	あやべハートセンター	市民協働課
	田野コミュニティセンター	市民協働課
	高津コミュニティセンター	市民協働課
	人権福祉センター綾部会館	人権推進課
	人権福祉センター物部会館	人権推進課
	人権福祉センター栗文化センター	人権推進課
	宮代コミュニティセンター	人権推進課
	男女共同参画センター	人権推進課
	共同集会所	人権推進課
	保健福祉センター	保健推進課
	福祉ホール	社会福祉課
	かんばやし交流館	高齢者支援課
	老人憩の家	高齢者支援課
	I・Tビル	商工労政課
	市民ホール	商工労政課
	ものづくり交流館	商工労政課
	綾部工業団地・交流プラザ	商工労政課
	林業センター	林政課
	水源の里・老富会館	定住・地域政策課
	桜が丘1丁目コミュニティセンター	定住・地域政策課
	桜が丘2丁目コミュニティセンター	定住・地域政策課
	里山交流研修センター	観光交流課
	二王公園	観光交流課
	研修センター	文化・スポーツ振興課
	山家城址館	都市計画課
	梅里苑	都市計画課
	中央公民館	社会教育課
	地区公民館	社会教育課
運動・遊技施設	市民センター(あやべ・日東精エアリーナ)	文化・スポーツ振興課
	総合運動公園体育館	文化・スポーツ振興課
	総合運動公園第2体育館	文化・スポーツ振興課
	総合運動公園弓道場	文化・スポーツ振興課
	淵垣グラウンド	文化・スポーツ振興課
	高倉公園テニスコート(第2)	文化・スポーツ振興課
	なかすじ児童センター体育館	こども支援課
文教施設	小・中学校(学校開放)	学校教育課
	教育集会所	学校教育課
	学習館	学校教育課
博物館等	天文館	社会教育課
その他	ふるさと味あやべ工房	農政課
	あやべ山の家	観光交流課
	あやべ温泉 二王館	観光交流課
	あやべ温泉	観光交流課